

その他(事業所の廃止、労働者派遣事業の廃止)

廃止の届出は、廃止日の翌日から起算して10日以内に行ってください。

事業所の廃止の場合

様式名		提出部数	
		正本	コピー
労働者派遣事業変更届出書 (注1)	様式第5号(一般)又は様式第10号(特定)	1	2

労働者派遣事業の廃止の場合 (注2)

様式名		提出部数	
		正本	コピー
労働者派遣事業廃止届出書 (注1)	様式第8号	1	2

(注1) 一般労働者派遣事業を行う事業所を廃止したときは、廃止した事業所の許可証を返納してください。

(注2) 事業主として全ての労働者派遣事業所を廃止する場合